

滋賀県新型コロナウイルス等対策行動計画改定の概要

総務・企画・公室常任委員会資料1-2
令和6年(2024年)8月30日
知事公室
健康医療福祉部

滋賀県新型コロナウイルス等対策行動計画

新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条第1項に基づく、新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画

改定の概要

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国の新型コロナウイルス等対策政府行動計画が改定されたことを受け、次なる感染症危機に備え、迅速・的確に対応できるよう本県における新型コロナウイルス等対策行動計画の改定を行う。

主な改定のポイント

1 平時の準備の充実

- 感染症発生時の医療・検査の体制立ち上げを迅速に行う体制を確保
- 国、県、市町等との連携体制の構築
- 実効性ある訓練を定期的に実施

2 対策項目の拡充

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化
- 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方などを整理

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 国は予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤を整備
- 県は国と連携し、上記の基盤を活用しDXを推進

5 実効性確保のための取組

- 行動計画に沿った取組を推進するとともに、国が毎年度実施するフォローアップ※の際に取組状況を点検し、適宜改善を図る
※ 特に検査・医療提供体制の整備、PPE（個人防護具）等物資の備蓄状況等は見える化
- 国は感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、概ね6年ごとに政府行動計画を改定する予定であるため、県行動計画もこれに合わせ見直しを行う

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画改定案（骨子案）

（下線・赤字は、改定による変更箇所）

対策の目的

○感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・医療提供体制への負荷軽減・体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な者に適切な医療を提供する。

○県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・対策の円滑な切替えにより、県民生活および社会経済活動への影響を軽減する。

新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

○平時の備えの整理や拡充

- ・発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- ・平時からの医療提供体制や検査体制の整備、リスクコミュニケーション等の備え

○感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え
- ・状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

○基本的人権の尊重

- ・県民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする
- ・感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別への対応、社会的弱者への配慮

○関係機関相互の連携協力の確保

- ・県対策本部、政府対策本部、市町対策本部の緊密な連携、対策の総合的な推進
- ・関西広域連合をはじめ近隣府県との連携強化

○記録の作成・保存

- ・国、県、市町は対策の実施に係る記録を作成、保存、公表する

対策項目

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション※
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 県民生活・県民経済の安定の確保

※リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

対策項目（13項目）の概要

①実施体制

- ・国、県、市町、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じる体制を確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には県対策本部を中心に国の基本的対処方針に基づき的確に判断・実行

⑤水際対策

- ・県は、検疫所から情報提供があった発生国からの入国者について、健康監視※を実施

※国は、病原体の性状等や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、国民生活および社会経済活動への影響を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小または中止するため、県においても健康監視の内容を見直す

⑧医療

- ・医療の提供は、健康被害を最小限に留めるために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限に留めることにつながる
- ・平時から、予防計画および医療計画に基づき、県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応

⑪保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して県民の生命と健康を守る
- ・県は保健所や衛生科学センター等と協力し、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、生活支援等を実施
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、体制や対応の見直しを適宜実施

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・DXの推進を通じた、平時から効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の体制の構築
- ・感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価ならびに県民生活および県民経済の状況の考慮

⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数を対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む措置の適時適切な実施を国に要請
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施

⑨治療薬・治療法

- ・有事において国および国立健康危機管理研究機構が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築、定期的に実施体制を確認
- ・全り患者の治療その他の医療対応に必要な量为目标として計画的かつ安定的に備蓄

⑫物資

- ・感染症対策物資等※が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性
- ・平時の備蓄等により、医療機関をはじめとした必要な機関に感染症対策物資等が十分にいきわたる仕組みを形成

※医薬品（解熱鎮痛剤、ワクチン、麻酔薬、PCR検査試薬、抗原検査キット等）、医療機器（人工呼吸器、酸素濃縮器、パルスオキシメーター、ワクチン用の針・シリンジ等）、個人防護具（マスク、ガウン等）等

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機下では、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがある
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、県民に適切な判断・行動を促す
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

⑦ワクチン

- ・特定接種の考え方や大規模接種による住民接種の実施
- ・平時から医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、迅速に接種を進めるための体制を整備
- ・県および市町が実施する予防接種にかかる情報に加え、国が提供・共有する情報について、県民へ周知

⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の確かな実施・機動的な切り替えを行う
- ・平時には機器や資材の確保、検査関係機関との連携体制の構築、発生直後より早期の検査体制の立ち上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

⑬県民生活・県民経済の安定の確保

- ・感染症危機時には県民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・国や県等は影響緩和のため必要な対策・支援※を行う

※生活関連物資等の安定供給の呼びかけ、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等